

特定農産加工業経営改善等臨時措置法

原材料の調達安定化のために

特定農産加工業 ※現在調整中

- ①小麦（一次加工品を含む。）を主要な原材料とする特定農産加工業（小麦粉製造業、パン製造業、めん類製造業等）
- ②大豆（一次加工品を含む。）を主要な原材料とする特定農産加工業（みそ製造業、しょうゆ製造業、豆腐製造業、納豆製造業等）

事例1:原材料の生産地の変更
納豆製造業者が、原料の大豆を外国産から国産に切り替えるために必要な下処理施設を整備。



事例2:代替原材料への切替
パン製造業者が、原料を小麦から米粉に切り替えるために必要な新たな生産ラインを整備。

事例3:原材料の効率的な使用
大豆加工業者が、従来よりも少ない大豆の量で従来と同量の豆乳を生産できるよう、大豆の圧搾能力の高い機械を導入。



事例4:原材料又は代替原材料の保管
めん製造業者が、調達先変更後も小麦粉のブレンド比率を適正に管理するため、新たな原材料を個別に保管するサイロを造成。

関税引下げ等による影響への対応のために

特定農産加工業

次の14業種が指定されています。

- | | |
|--|--------------|
| ① かんきつ果汁製造業 | ② 非かんきつ果汁製造業 |
| ③ パインアップル缶詰製造業 | ④ こんにゃく粉製造業 |
| ⑤ トマト加工品製造業 | ⑥ 甘しよでん粉製造業 |
| ⑦ 馬鈴しよでん粉製造業 | |
| ⑧ 米加工品製造業
(米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地、和生菓子) | |
| ⑨ 麦加工品製造業
(小麦粉、小麦でん粉、精麦、麦茶、パスタ) | |
| ⑩ 砂糖製造業 | |
| ⑪ 菓子製造業
(チョコレート、キャンデー、ビスケットに限る) | |
| ⑫ 乳製品製造業
(飲用牛乳を含む。) | |
| ⑬ 牛肉調製品製造業 | |
| ⑭ 豚肉調製品製造業 | |

関連農産加工業特定農産加工業者との事業連携
次の12業種が指定されています。

- ① 果実加工食品製造業
(ジャム、フルーツゼリー等)
- ② こんにゃく製品製造業
(板こんにゃく、こんにゃくゼリー、こんにゃくドリンク等)
- ③ 甘しよ加工食品製造業
(甘しよチップス、フライドポテト、冷凍ポテトコロッケ等)
- ④ 馬鈴しよ加工食品製造業
(ポテトチップス、フライドポテト、冷凍ポテトコロッケ等)
- ⑤ 米菓製造業
- ⑥ みそ製造業(米又は麦を原材料とするもの)
- ⑦ しょうゆ製造業
- ⑧ めん製造業(小麦粉を原材料とするもの)
- ⑨ パン製造業
- ⑩ せんべい製造業(小麦粉を原材料とするもの)
- ⑪ 冷凍冷蔵食品製造業
(生乳又は乳製品を原材料とするもの(プリン、パバロア等))
- ⑫ 牛肉・豚肉以外の食肉調製品製造業
(鶏肉缶詰、冷凍チキンナゲット等)

長期低利融資（日本政策金融公庫からの貸付け）※中小事業者に限る

【資金の使途】

○原材料の調達安定化に取り組む「特定農産加工業者」

- ①原材料の調達先の変更、②代替原材料の使用、③原材料の効率的な使用、④原材料の保管、⑤新商品・新技術の研究開発・利用（①～③の事業と併せて行うもの）

例：原材料について、外国産から国産に切り替えるための機械・施設の導入等

※調達安定化措置に関する計画について、農林水産大臣の承認が必要です。

○関税引下げ等による影響に対応する「特定農産加工業者」

- 新商品・新技術の研究開発・利用

例：新しい商品の開発・製造、商品の品質向上・コスト削減のための機械・施設の導入等

- 事業の転換

例：現在行っている特定農産加工業部門の相当部分の廃止・縮小に伴う他の農産加工業部門の導入・拡大等

※経営改善措置に関する計画について、当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の承認が必要です。

○関税引下げ等による影響に対応する「関連農産加工業者」

- 事業提携による生産の共同化等

例：複数の事業者の生産の共同化、合併等に伴う生産体制の整備等

※事業提携に関する計画について、当該計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の承認が必要です。

【融資条件】

利 率	詳しくは「日本政策金融公庫」窓口までお問い合わせください。
融 資 期 間	10年超25年以内（うち据置期間3年以内）
融資限度額	負担額の80%以内

税制特例

内 容	本制度では、所要の税務手続きを行うと、事業所税の課税標準の特例措置が受けられます。（地方税法附則第33条第5項）
対 象 者	特定農産加工業経営改善等臨時措置法に基づいて、「経営改善措置に関する計画」又は「調達安定化措置に関する計画」の承認を受けた事業者。
詳 細	承認を受けた計画に従って実施する経営改善措置又は調達安定化措置に係る事業の用に供する施設に対して課税される事業所税（注）について、資産割の課税標準の4分の1を控除することができます。 （注）事業所税の課税団体は、東京都（区部）、政令指定都市、首都圏・近畿圏の特定の市、その他人口30万人以上の市で政令で指定するものになっています。 詳しくは事業所税の担当窓口までお問い合わせください。
【 具 体 例 】	事業所床面積（課税標準）3,000㎡の場合（免税点1,000㎡）の減税額 $3,000\text{㎡} \times 1/4 \times \text{税率} (600\text{円}/\text{㎡}) = 45\text{万円}$ の効果

お問い合わせ先
農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課
TEL:03-6744-2060